

公益財団法人熊本県立劇場ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人熊本県立劇場（以下「劇場」という。）が管理するホームページ（以下「劇場ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、劇場が別に定める。

(広告の掲載基準)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、劇場の公共性、社会的信頼性、品位等を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) その他劇場ホームページに掲載する広告として適当でないと劇場が認めるもの

(広告の種類及び規格等)

第5条 次の各号に掲げる事項は、劇場が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現

(広告掲載の期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1カ月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告を掲載する終了日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が休館日に当たる場合の掲載開始日及び掲載終了日は、劇場が別に定める。

（広告掲載の申込み等）

第7条 広告主は、別紙第1号様式により劇場に広告の掲載を申し込むものとする。

- 2 劇場は、前項の申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定により審査を行うこととする。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、第4条及び第5条により作成した広告原稿を、原則として掲載開始日から起算して7日前の日までに劇場が指定する日までに、劇場が指定する場所に提出するものとする。

- 2 劇場は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第9条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、劇場が定める。

- 2 広告主は、劇場が定める手続に従い、劇場に広告掲載料を支払うものとする。

（広告掲載の方法）

第10条 劇場は、第8条の規定により提出された広告原稿を原則として掲載開始日の前日に掲載するものとする。

- 2 劇場は、前項の規定により掲載した広告を原則として掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に削除するものとする。

（広告内容の修正）

第11条 劇場は、広告の内容等が各種法令又は当該要綱等に違反している、若しくは恐れがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に通知のうえ修正することができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 劇場は、第4条又は第5条の規定に反すると認める場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、劇場に申し出なければならない。

(広告の変更)

第14条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第8条の規定に準じて、広告原稿の作成及び提出を行うものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第8条第2項の規定に準じるものとする。

(リンク先の変更)

第15条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、劇場に届け出るものとする。

- 2 劇場は、前項の届け出があった場合は、直ちに第4条の規定により審査を行うものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、劇場が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。